

一般用医薬品の販売に関するガイドライン

一般用医薬品を販売する際には、Amazon.co.jp が定める一般用医薬品出品審査を受けた出品者様のみが出品を許可されます。未審査のまま出品された場合は、ガイドライン違反により、事前の告知なく該当商品の出品を削除、また、出品権限を一時停止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

一般用医薬品出品審査方法

- ① 一般用医薬品の出品審査を希望される出品者様は、以下の情報を出品者情報ページに記載の上、必要書類とともにセラーセントラルから以下の手順にて Amazon テクニカルサポートまでご連絡ください。（出品審査には、通常 1 週間ほどお時間を要します。）

審査問い合わせ先

セラーセントラルヘルプページ→テクニカルサポートに問い合わせ→アカウントの設定→サービスやプログラムの追加→書類を提出（お問い合わせフォームに書類を添付してください。）

必要書類

1. 一般用医薬品販売の誓約書
誓約書は[こちら](#)からダウンロードしてください。
 2. 一般用医薬品販売に必要な許可証の写しのうち、いずれかを提出
 - a. 店舗販売業
 - b. 薬種商販売業
 - c. 薬局開設証
 3. 特定販売届書（行政の受領印があるもの）の写し
 4. 実店舗の外観写真
- ② 必須記載事項
出品者情報ページに以下の情報の記載をお願いいたします。

第 1 店舗の管理及び運営に関する事項	
1	許可の区分の別 (例：店舗販売業)
2	「販売業者の氏名又は名称その他の販売業の許可証の記載事項」 * <店舗販売業許可証の記載事項> ・店舗開設者の名称 (許可証の名義人) ・許可番号 ・発行年月日 ・有効期限
3	「店舗管理者の氏名」
4	「当該薬局に勤務する薬剤師又は登録販売者の別」及び「その氏名及び担当業務」
5	「取り扱う一般用医薬品の区分」
6	「当該店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明」
7	「店舗営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入の申し込みを受理する時間」
8	「相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先」
9	「実店舗の主要な外観の写真」
10	「一般用医薬品陳列状況の確認できる写真」
11	「現在勤務している薬剤師または登録販売者の表示」 シフト表の記載でも可
12	「開店時間とネット販売時間が異なる場合それぞれの時間の表示」
13	「最短でも〇〇日以上の使用期限がある旨の表示」
第 2 特定販売届出書の記載事項	
1	<特定販売届出書の記載事項> ・許可番号及び年月日 ・店舗の名称 ・店舗所在地 ・販売方法の概要 広告方法： 配送方法： ・届出年月日 ・届出先

第3 一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項	
1	「要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義及びこれらに関する解説」
2	「要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の表示に関する解説」
3	「要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の情報の提供に関する解説」
4	「指定第2類医薬品の陳列等に関する解説」
	「指定第2類医薬品を購入しようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨」
5	「一般用医薬品の陳列に関する解説」
6	「医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説」
7	「個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置」
8	「その他必要な事項」

商品の出品について

医薬品に関しては、**出品者様が独自に商品の新規登録を行うことはできません**。以下のリンクにある、一般用医薬品の販売リストにある商品に対してのみ出品を許可させていただきます。

一般用医薬品の販売リスト

[https://images-na.ssl-images-amazon.com/images/G/09/rainier/help/OTC Drug List. TTH .xlsx](https://images-na.ssl-images-amazon.com/images/G/09/rainier/help/OTC_Drug_List_TTH.xlsx)

一般用医薬品販売リストにある商品に出品する際は、以下の必須項目を登録した上でご出品をお願いいたします。

ファイルテンプレート項目	登録項目	必須/推奨
1 商品画像	画像ガイドラインにそった出品者様所有の画像を登録ください。	必須
2 商品サブ画像	添付文書を登録ください。	推奨
3 使用上の注意	御社の薬剤師名、連絡先、営業時間を記載ください。	必須
4 法規上の免責事項	御社の薬剤師から商品に対するコメント等がありましたら記載ください。	必須
5 商品のコンディション説明	出品者様の薬剤師名、連絡先、営業時間を記載ください。	必須

注:1~4の項目は、カートボックスを獲得している出品者様の情報が記載されます。

一般用医薬品販売リストにない商品のご出品を希望の際はセラーセントラルよりお問い合わせください。

お問い合わせの方法

1. 以下より申請フォーマットをダウンロードいただき、ファイル内に記載の注意事項をご確認の上、出品をご希望の商品情報を入力ください。

https://images-na.ssl-images-amazon.com/images/G/09/rainier/help/Amazon_Medicine_Request.xlsx

2. Amazon 出品サービス に関するお問い合わせ > 出品、商品情報、ファイルアップロード > 商品登録、ファイルアップロード、出品申請 > 商品登録または表示、出品申請 > 別の件でお困りですか？より医薬品新規商品登録依頼としてご連絡ください。

商品画像について

※ 商品カタログに登録するすべての画像は、本ガイドラインを含む出品規約、契約の各条件に従ったもので、掲載するために必要な権利を有するか、掲載の許可を得たものでなければなりません。

Amazon.co.jp が定める画像のガイドライン:

<https://sellercentral.amazon.co.jp/gp/help/1881>

画像に関する注意事項

1. メイン画像は必ず登録をしてください。
2. メイン画像には文字、人物等を入れてはいけません。
3. メイン画像の背景は純粋な白を使用してください。

商品の販売の際の注意点

1. 濫用等のおそれのある一般用医薬品の販売個数制限について

エフェドリン、コデイン（鎮咳去痰薬に限る。）、ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。）、ブロムワレリル尿素、ブドイドエフェドリン、メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）を有効成分として含有する一般用医薬品を販売する際には、購入個数制限を設け、また若年者による購入の疑いが持たれる場合にメール等で氏名・年齢確認を行う等、各出品者様で適正使用のため必要な措置を講じてください。濫用等のおそれのある医薬品については、以下のリンクよりご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000037186.pdf>

2. 最短使用期限の記載について

医薬品の出品者様は、出品者情報ページにおいて最短使用期限を記載してください。

例： 当店で販売する医薬品は、使用期限が最短でも●●日以上のもので販売しております。

3. 出荷商品への専門家氏名/店舗名称/電話番号等の同封

商品を出荷する際には、担当の薬剤師または登録販売者の氏名、店舗の名称および電話番号等連絡先が表示されたものを同梱してください。

出品禁止商品について

以下の商品に関しては、商品の出品を禁止させていただきます。

これらの出品が確認された場合は、医薬品の出品権限を停止し、出品用アカウントの閉鎖処置を取らせていただく場合がありますのでご了承ください。

1. 要指導医薬品又は第1類医薬品
2. 当サイトが販売を許可していない一般用医薬品
3. 医療用医薬品
4. 未承認医薬品

留意事項

改正薬事法に基づく一般用医薬品の販売にあたり留意すべき点については、改正薬事法および同施行規則のほか、厚生労働省が公表している通知、Q&A等をよく読み、法令を順守していただくようお願いいたします。

- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について（薬食発 0310 第1号）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/pdf/140314-1.pdf>
- 医薬品の販売業等に関する Q&A について（事務連絡）
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T140402I0020.pdf>

- 医薬品の販売業等に関する Q&A について（その 2）（事務連絡）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/pdf/140507-1.pdf>
- その他、改正薬事法に関する質問は、各自治体の相談窓口へ直接ご確認ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/131218-1.html>